

令和5年

第2回教育委員会会議

報告第1号

秋田県教育委員会

## 報告第1号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和5年2月2日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

# 報告第 1 号参考資料

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和5年1月26日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和5年1月26日付け財-401により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和4年度秋田県一般会計補正予算（第8号）（教育委員会に関する事項）
- 2 令和4年度秋田県一般会計補正予算（第9号）（教育委員会に関する事項）
- 3 令和5年度秋田県一般会計予算（教育委員会に関する事項）
- 4 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 6 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 7 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案

教総——— 1 8 5 8

令和5年1月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和5年1月26日付け財-401で照会のあったことについては、原案のとおり同意  
します。

担 当

教育庁総務課

政策企画・広報班 石塚

内線 5 1 1 2

令和5年1月26日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐竹 敬久

( 公 印 省 略 )

意見の聴取について (照会)

令和5年秋田県議会第1回定例会(2月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取し、1月30日(月)まで回答してください。

- 1 令和4年度秋田県一般会計補正予算(第8号)(教育委員会に関する事項)
- 2 令和4年度秋田県一般会計補正予算(第9号)(教育委員会に関する事項)
- 3 令和5年度秋田県一般会計予算(教育委員会に関する事項)
- 4 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 6 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 7 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案



担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一班 工藤

電 話 : 018-860-1105

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		42,360	国 38,080	4,280	
	1		教育総務費		42,360	国 38,080	4,280	
		5	教育助成費		42,360	国 38,080	4,280	
			私学振興費	01 (新)幼稚園等安心・安全対策支援事業	42,360	国 38,080	4,280	国の補正予算に伴う補正 1. 送迎用バス安全装置導入支援事業 10,000 2. ICTを活用した子どもの見守り支援事業 31,360 3. 安全管理研修事業 1,000
			合計		42,360	国 38,080	4,280	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		29,900	国	29,900	
	1		教育総務費		29,900	国	29,900	
		4	教育指導費		29,900	国	29,900	
			学校指導費	01 (新)小・中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業	29,900	国	29,900	国の補正予算に伴う補正小・中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業費補助金
			合計		29,900	国	29,900	



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		5,600	国	5,600	
	5		特別支援学 校費		5,600	国	5,600	
		2	特別支援学 校管理費		5,600	国	5,600	
			特別支援学 校運営費	01 教育的ニーズに応じた特別支 援学校施設等整備事業	5,600	国	5,600	国の補正予算に伴う補正 特別支援学校のスクー ルバスへの安全装置の 装備に要する経費
合計					5,600	国	5,600	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		43,940	国 21,970	21,970	
	7		保健体育費		43,940	国 21,970	21,970	
		1	保健体育総務費		43,940	国 21,970	21,970	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校における感染症対策事業	43,940	国 21,970	21,970	国の補正予算に伴う補正 県立学校における保健 衛生用品等の購入に要 する経費
合計					43,940	国 21,970	21,970	

第3表 繰越明許費補正

1 追加分		(単位 千円)		
款	項	事業名	金額	
10 教育費			121,800	
	1 教育総務費		72,260	
		小・中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業	29,900	
		幼稚園等安心・安全対策支援事業	42,360	
	5 特別支援学校費		5,600	
		施 設 教育的ニーズに 等 整 備 した特別支援学校	5,600	
	7 保健体育費		43,940	
		学校における感染症 対策事業	43,940	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		△249,374	国 諸 計	△96,250 △909 △97,159	△152,215	
	1		教育総務費		△249,374	国 諸 計	△96,250 △909 △97,159	△152,215	
		1	教育委員会 費		△280			△280	
			教育委員会 費	01 教育委員会費	△280			△280	決算見込みによる補正
	2		事務局費		△392	国	39	△431	
			事務局費	01 事務局管理費	△392	国	39	△431	決算見込みによる補正
	3		教職員人事 費		△9,250	諸	△25	△9,225	
			教職員人事 管理費	01 障害者雇用対策事業	△9,250	諸	△25	△9,225	決算見込みによる補正
	4		教育指導費		△64,231			△64,231	
			教育振興費	01 統合型校務支援システム導入 等推進事業	△64,231			△64,231	決算見込みによる補正
	5		教育助成費		△173,007	国 諸 計	△96,289 △5 △96,294	△76,713	
			教育助成費	01 育英事業助成費	△42,537			△42,537	決算見込みによる補正
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	△32,538	国 諸 計	△5,460 △5 △5,465	△27,073	決算見込みによる補正
				02 私立学校就学支援事業	△97,932	国	△90,829	△7,103	決算見込みによる補正
	6		総合教育セ ンター費		△2,214	諸	△879	△1,335	
			総合教育セ ンター費	01 総合教育センター管理運営費	△2,214	諸	△879	△1,335	決算見込みによる補正
	合計				△249,374	国 諸 計	△96,250 △909 △97,159	△152,215	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△106,198	使 国 財 債 計 △27 14,251 △2,361 △102,400 △90,537	△15,661	
	1		教育総務費		△3,582	使 国 財 計 △27 △900 △2,361 △3,288	△294	
	2		事務局費		△3,582	使 国 財 計 △27 △900 △2,361 △3,288	△294	
			事務局管理 費	01 事務局管理費	△1,194	国 債 計 △900	△294	決算見込みによる補正
			財産管理費	01 財産管理費	△2,388	使 財 計 △27 △2,361 △2,388		決算見込みによる補正
	4		高等学校費		△102,616	国 債 計 15,151 △102,400 △87,249	△15,367	
	2		高等学校管 理費		△93,677	国 債 計 △450 △85,400 △85,850	△7,827	
			県立学校施 設等総合管 理計画推進 事業費	01 県立学校施設等総合管理計画 推進事業	△93,677	国 債 計 △450 △85,400 △85,850	△7,827	決算見込みによる補正
	5		学校建設費		△8,939	国 債 計 15,601 △17,000 △1,399	△7,540	
			教育施設除 却事業費	01 教育施設除却事業	△8,939	債 計 △2,900	△6,039	決算見込みによる補正
			大曲高等学 校整備事業 費	01 大曲高等学校整備事業		国 債 計 5,109 △4,600 509	△509	決算見込みによる財源振 替
			鹿角小坂地 区統合校整 備事業費	01 鹿角小坂地区統合校整備事業		国 債 計 10,492 △9,500 992	△992	決算見込みによる財源振 替
11			災害復旧費		△10,000	債 計 △10,000		
	4		文教施設災 害復旧費		△10,000	債 計 △10,000		
	1		県立学校施 設等災害復 旧費		△10,000	債 計 △10,000		
			県立学校施 設等災害復 旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	△10,000	債 計 △10,000		決算見込みによる補正
合計					△116,198	使 国 財 債 計 △27 14,251 △2,361 △112,400 △100,537	△15,661	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△1,106,534	使 国 諸 計 △60,493 △275,353 △128 △335,974	△770,560	
	1		教育総務費		△182,821	国 諸 計 △20 1,022 1,002	△183,823	
	2		事務局費		△182,561	国 諸 計 △20 1,022 1,002	△183,563	
			給与費	01 給与費	△182,561	国 諸 計 △20 1,022 1,002	△183,563	決算見込みによる補正 1. 給 料 △4,500 2. 職員手当等 △174,434 3. 共 済 費 △3,627
	3		教職員人事費		△260		△260	
			教職員人事管理費	01 教育委員会IT化推進事業	△110		△110	決算見込みによる補正
				02 教職員給与管理費	△150		△150	決算見込みによる補正
2			小学校費		△298,854	国 諸 計 △153,509 △449 △153,958	△144,896	
	1		教職員費		△298,854	国 諸 計 △153,509 △449 △153,958	△144,896	
			給与費	01 給与費	△296,977	国 諸 計 △153,509 △449 △153,958	△143,019	決算見込みによる補正 1. 給 料 △54,693 2. 職員手当等 △146,245 3. 共 済 費 △96,039
				02 少人数学習推進事業	△1,877		△1,877	決算見込みによる補正 1. 給 料 △307 2. 職員手当等 △1,108 3. 共 済 費 △462
3			中学校費		△247,528	国 諸 計 △103,804 △297 △104,101	△143,427	
	1		教職員費		△247,528	国 諸 計 △103,804 △297 △104,101	△143,427	
			給与費	01 給与費	△246,356	国 諸 計 △103,804 △297 △104,101	△142,255	決算見込みによる補正 1. 給 料 △33,000 2. 職員手当等 △147,120 3. 共 済 費 △66,236
				02 少人数学習推進事業	△1,172		△1,172	決算見込みによる補正 1. 職員手当等 △869 2. 共 済 費 △303
4			高等学校費		△231,468	使 国 諸 計 △60,493 △436 △381 △61,310	△170,158	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		1	高等学校総務費		△231,468	使国諸計 △60,493 △436 △381 △61,310	△170,158		
			給与費	01 給与費	△231,083	使国諸計 △60,493 △436 △381 △61,310	△169,773	決算見込みによる補正 1. 給料 △39,400 2. 職員手当等 △136,354 3. 共済費 △55,329	
				02 少人数学習推進事業	△385		△385	決算見込みによる補正 職員手当等	
	5		特別支援学校費		△122,785	国	△17,584	△105,201	
		1	特別支援学校総務費		△122,785	国	△17,584	△105,201	
			給与費	01 給与費	△122,785	国	△17,584	△105,201	決算見込みによる補正 1. 給料 △12,500 2. 職員手当等 △70,825 3. 共済費 △39,460
	6		社会教育費		△21,387	諸	△23	△21,364	
		1	社会教育総務費		△21,387	諸	△23	△21,364	
			給与費	01 給与費	△21,387	諸	△23	△21,364	決算見込みによる補正 1. 給料 △5,400 2. 職員手当等 △13,632 3. 共済費 △2,355
	7		保健体育費		△1,691			△1,691	
		1	保健体育総務費		△1,691			△1,691	
			給与費	01 給与費	△1,691			△1,691	決算見込みによる補正 1. 給料 △150 2. 職員手当等 △1,271 3. 共済費 △270
合計					△1,106,534	使国諸計 △60,493 △275,353 △128 △335,974	△770,560		

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考		
款	項	目				特 定	一 般			
3			民生費		△346,101	使 国 計	△798 △38,395 △39,193	△306,908		
			2	児童福祉費		△346,101	使 国 計	△798 △38,395 △39,193	△306,908	
			1	児童福祉総務費		△346,101	使 国 計	△798 △38,395 △39,193	△306,908	
				保育振興事業費	01 保育振興事業費	△702	使	△798	96	決算見込みによる補正
					02 子どものための教育・保育給付支援事業	△261,621			△261,621	決算見込みによる補正
					03 地域子ども・子育て支援事業	△26,946	国	△300	△26,646	決算見込みによる補正
					04 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	△225	国	△75	△150	決算見込みによる補正
					05 保育補助者雇上強化事業	1,984			1,984	令和3年度国庫補助金の精算確定に伴う返還金
					06 保育士等確保対策事業	△162	国	△538	376	決算見込みによる補正
					07 保育士修学資金貸付事業	51,339	国	36,935	14,404	貸付原資等への助成に要する経費
		08 保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業	△109,768	国	△74,417	△35,351	決算見込みによる補正			
10			教育費		148,681	国 財 諸 計	168,379 5 13 168,397	△19,716		
			1	教育総務費		148,681	国 財 諸 計	168,379 5 13 168,397	△19,716	
			4	教育指導費		185,471	国 財 諸 計	185,624 5 13 185,642	△171	
				教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	△178	国	△88	△90	決算見込みによる補正
				教育振興費	01 認定こども園施設整備事業	△534	国	△534		決算見込みによる補正



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 子育て支援等臨時対策基金積立金	189,772	国 財 計	189,767 5 189,772	国庫補助金の内示による補正
				03 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	△3,336	国 諸 計	△3,548 7 △3,541	205 令和3年度国庫補助金の精算確定に伴う返還金及び決算見込みによる補正
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	△253	国 諸 計	27 6 33	△286 決算見込みによる補正
	5		教育助成費		△36,790	国	△17,245	△19,545
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	△28,504	国	△8,959	△19,545 決算見込みによる補正
				02 私立幼稚園整備費補助金	△8,286	国	△8,286	決算見込みによる補正
			合計		△197,420	使 国 財 諸 計	△798 129,984 5 13 129,204	△326,624

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		△134,354	使 国 入 諸 計 △25,397	△2,577 △18,355 △4,294 △171	△108,957	
	1		教育総務費		△29,206	使 国 入 諸 計 △25,479	△2,577 △18,355 △4,294 △253	△3,727	
		3	教職員人事費		△578	使	△2,577	1,999	
			教職員人事管理費	01 教職員人事管理費	△578	使	△2,577	1,999	決算見込みによる補正
	4		教育指導費		△28,628	国 入 諸 計 △22,902	△18,355 △4,294 △253	△5,726	
			学校指導費	01 学校指導費	△5,617	国	△4,273	△1,344	決算見込みによる補正
				02 学校事務センター支援事業	△110			△110	決算見込みによる補正
				03 学力向上推進事業	△474	諸	△253	△221	決算見込みによる補正
				04 被災児童生徒就学支援事業	△391	国	△391		決算見込みによる補正
				05 豊かな学びと新しい生活様式のための支援員配置事業	△6,973	国	△5,102	△1,871	決算見込みによる補正
				06 ICTを活用した秋田の教育 力向上事業	△4,585	国 入 計	△291 △4,294 △4,585		決算見込みによる補正
				07 生徒指導総合支援事業	△1,515	国	665	△2,180	決算見込みによる補正
				08 小・中学校等新型コロナウイルス 感染症対策関連事業	△8,963	国	△8,963		決算見込みによる補正
	2		小学校費		△51,170			△51,170	
		1	教職員費		△51,170			△51,170	
			教職員費	01 少人数学習推進事業	△1,700			△1,700	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 小学校教職員旅費	△15,798		△15,798	決算見込みによる補正
				03 小学校非常勤講師配置事業	△33,672		△33,672	決算見込みによる補正
	3		中学校費		△53,978	諸	82 △54,060	
		1	教職員費		△53,978	諸	82 △54,060	
			教職員費	01 少人数学習推進事業	△13,530	諸	82 △13,612	決算見込みによる補正
				02 中学校教職員旅費	△16,458		△16,458	決算見込みによる補正
				03 中学校非常勤講師配置事業	△23,990		△23,990	決算見込みによる補正
合計					△134,354	使 国 入 諸 計	△2,577 △18,355 △4,294 △171 △25,397	△108,957

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△372,389	国 財 諸 債 計 △231,844 △3,785 608 △800 △235,821	△136,568	
	1		教育総務費		△238,491	国 △197,211	△41,280	
		5	教育助成費		△238,491	国 △197,211	△41,280	
			教育助成費	01 公立高等学校等就学支援費	△238,491	国 △197,211	△41,280	決算見込みによる補正
	4		高等学校費		△133,898	国 財 諸 債 計 △34,633 △3,785 608 △800 △38,610	△95,288	
		1	高等学校総務費		△61,000		△61,000	
			非常勤職員 配置事業	01 非常勤職員配置事業	△61,000		△61,000	決算見込みによる補正
		2	高等学校管理費		△21,011	国 財 諸 計 △7,031 215 466 △6,350	△14,661	
			学校運営費	01 高等学校運営費		財 諸 計 215 466 681	△681	決算見込みによる財源振替
				02 少人数学習推進事業（高等学校）	△5,000		△5,000	決算見込みによる補正
				03 AKITA英語コミュニケーション能力強化事業	△9,700	国 △1,200	△8,500	決算見込みによる補正
				04 高校生学校生活支援事業		国 480	△480	決算見込みによる財源振替
				05 デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	△4,250	国 △4,250		決算見込みによる補正
				06 県立学校給食費支援事業	△2,061	国 △2,061		決算見込みによる補正
		3	教育振興費		△48,029	国 債 計 △27,602 △800 △28,402	△19,627	
			教育振興費	01 教育振興費	△341	国 △171	△170	決算見込みによる補正

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 高等学校学習環境等整備事業	△47,490	国債計 △27,431 △800 △28,231	△19,259	決算見込みによる補正
				03 県立高等学校再編整備構想検討事業	△198		△198	決算見込みによる補正
	4		学校実習費		△3,858	財諸計 △4,000 142 △3,858		
			学校実習費	01 学校実習費	△3,858	財諸計 △4,000 142 △3,858		決算見込みによる補正
合計					△372,389	国債計 △231,844 △3,785 608 △800 △235,821	△136,568	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		△107,316	国 財 諸 計 △73,453	△73,507 100 △46 △73,453	△33,863	
	5		特別支援学 校費		△107,316	国 財 諸 計 △73,453	△73,507 100 △46 △73,453	△33,863	
	1		特別支援学 校総務費		△17,000			△17,000	
			非常勤講師 等配置事業 費	01 非常勤講師等配置事業	△17,000			△17,000	決算見込みによる補正
	2		特別支援学 校管理費		△90,316	国 財 諸 計 △73,453	△73,507 100 △46 △73,453	△16,863	
			特別支援学 校運営費	01 特別支援学校運営費	△16,809	財 諸 計	100 △46 54	△16,863	決算見込みによる補正
				02 教育的ニーズに応じた特別支 援学校施設等整備事業	△67,363	国	△67,363		決算見込みによる補正
				03 県立学校給食費支援事業	△6,144	国	△6,144		決算見込みによる補正
合計					△107,316	国 財 諸 計 △73,453	△73,507 100 △46 △73,453	△33,863	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△19,109	使 国 諸 計 △7,491 △38,705 1,757 △44,439	25,330	
	6		社会教育費		△19,109	使 国 諸 計 △7,491 △38,705 1,757 △44,439	25,330	
		1	社会教育総務費		△2,482	国 △1,403	△1,079	
			指導体制充 実費	01 学校・家庭・地域連携総合推 進事業	△1,572	国 △524	△1,048	決算見込みによる補正
				02 社会教育主事講習運営事業	△864	国 △864		決算見込みによる補正
				03 “あい”で見守る！あんしん ネット構築事業	△31		△31	決算見込みによる補正
				04 教育機関におけるデジタル化 推進事業	△15	国 △15		決算見込みによる補正
	4		芸術文化振 興費		2,999	使 諸 計 △7,173 1,235 △5,938	8,937	
			芸術文化振 興事業費	01 芸術文化普及事業費	△477		△477	決算見込みによる補正
				02 県立美術館管理運営費	7,613	使 諸 計 △7,146 △44 △7,190	14,803	光熱費及び燃料費の助成 に要する経費及び決算見 込みによる補正
				03 近代美術館管理運営費	△126	使 諸 計 △4 △122 △126		決算見込みによる補正
				04 博物館管理運営費	△2,494	使 諸 計 11 △7 4	△2,498	決算見込みによる補正
				05 農業科学館管理運営費	△198	使 諸 計 △34 3 △31	△167	決算見込みによる補正
				06 ミュージアム活性化事業	△1,319	諸 1,405	△2,724	決算見込みによる補正
	8		生涯学習振 興費		△19,626	使 国 諸 計 △318 △37,302 522 △37,098	17,472	
			生涯学習振 興事業費	01 生涯学習センター管理運営費		使 諸 計 401 513 914	△914	決算見込みによる財源振 替

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 図書館管理運営費	△2,577	国 諸 計 △22,365 6 △22,359	19,782	決算見込みによる補正
				03 少年自然の家管理運営費	△714	使 諸 計 △719 5 △714		決算見込みによる補正
				04 秋田型教育留学推進事業	△887		△887	決算見込みによる補正
				05 障害者の生涯学習支援モデル事業	△2,054	国 △2,054		決算見込みによる補正
				06 ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	△466	国 諸 計 △27 △2 △29	△437	決算見込みによる補正
				07 つながり、広げる子どもの読書応援事業	△72		△72	決算見込みによる補正
				08 青少年交流センター感染症対策事業	△12,856	国 △12,856		決算見込みによる補正
			合計		△19,109	使 国 諸 計 △7,491 △38,705 1,757 △44,439	25,330	



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△190,996	国 入 諸 計 △187,936 △159 5 △188,090	△2,906	
	6		社会教育費		△190,996	国 入 諸 計 △187,936 △159 5 △188,090	△2,906	
		3	文化財保護費		△190,996	国 入 諸 計 △187,936 △159 5 △188,090	△2,906	
			文化財保護・活用事業費	01 文化財保護指導費		諸	2	△2 決算見込みによる財源振替
				02 民俗文化財活性化事業	△282	入	△159	△123 決算見込みによる補正
				03 未来につなぐ「JOMON」世界遺産魅力アップ事業	△1,105			△1,105 決算見込みによる補正
			埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	01 埋蔵文化財分布発掘調査事業	△187,874	国 諸 計 △187,876 2 △187,874		決算見込みによる補正
			埋蔵文化財センター管理運営費	01 埋蔵文化財センター管理運営費		諸	1	△1 決算見込みによる財源振替
			文化財保護助成費	01 文化財保護助成事業	△1,735	国	△60	△1,675 決算見込みによる補正
合計					△190,996	国 入 諸 計 △187,936 △159 5 △188,090	△2,906	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△98,877	国 △95,657	△3,220	
	7		保健体育費		△98,877	国 △95,657	△3,220	
		1	保健体育総務費		△97,202	国 △94,920	△2,282	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	△978		△978	決算見込みによる補正
				02 学校安全推進事業	△1,470	国 △1,450	△20	決算見込みによる補正
				03 学校における感染症対策事業	△14,350	国 △14,350		決算見込みによる補正
				04 全国大会等出場校感染検査支援事業	△79,120	国 △79,120		決算見込みによる補正
			学校保健及び学校給食管理事業費	01 学校保健・学校給食管理事業	△1,284		△1,284	決算見込みによる補正
	2		体育振興費		△1,675	国 △737	△938	
			体育振興推進事業費	01 体育振興推進事業費	△75		△75	決算見込みによる補正
				02 運動部活動活力アップ支援事業	△1,600	国 △800	△800	決算見込みによる補正
				03 全国中学校体育大会開催事業		国 63	△63	決算見込みによる財源振替
合計					△98,877	国 △95,657	△3,220	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		△16,915	諸	2	△16,917	
	1		教育総務費		△16,915	諸	2	△16,917	
	2		事務局費		△4,982	諸	2	△4,984	
			福利厚生費	01 福利厚生事業費	△4,982	諸	2	△4,984	決算見込みによる補正
	3		教職員人事費		△11,050			△11,050	
			給与費	01 給与費	△11,050			△11,050	決算見込みによる補正 児童手当
	7		恩給及び退職年金費		△883			△883	
			恩給及び退職年金費	01 恩給及び退職年金費	△883			△883	決算見込みによる補正
合計					△16,915	諸	2	△16,917	

第2表 継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	変更前		変更後			
			総額	年度別割額	総額	年度別割額		
10 教育	5 特別支援学校費	比内支援学校整備事業 (建築工事)	3,201,074	平成30年度	401,468	3,286,754	平成30年度	401,468
				令和元年度	1,454,597		令和元年度	1,454,597
				令和2年度	381,828		令和2年度	381,828
				令和3年度	628,265		令和3年度	628,265
				令和4年度	281,534		令和4年度	281,534
				令和5年度	53,382		令和5年度	85,680
				令和6年度	53,382			

第3表 繰越明許費補正

1. 追加分		(単位 千円)		
款	項	事業	名	金額
10 教育費				53,804
	4 高等学校費			47,679
			学校	運営費
	6 社会教育費			県立学校施設等総合管理計画推進事業
			社会教育施設環境整備事業	6,125

## 第 4 表 債務負担行為補正

### 1 追加分

事 項	期 間	限 度	額
高等学校運営費 (令和4年度分)	令和5年度	高等学校運営費	8,399千円
デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業 (令和4年度分)	令和5年度	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	22,963千円

第5表 地方債補正

(単位 千円)

変更分	起債の目的	前			後				
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	
	高等学校整備事業費	5,549,100	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。	5,446,700	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。
	現年発生県立学校施設等災害復 旧事業費	10,000	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。	0	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。
	教育設備整備事業費	3,300	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。	2,500	証書借入又は 証書発行	5.0%以内	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権者 と協議して定める。

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		1,760,290	国 諸 計 682,670 4,592 687,262	1,073,028	
	1		教育総務費		1,760,290	国 諸 計 682,670 4,592 687,262	1,073,028	
		1	教育委員会費		11,975		11,975	
			教育委員会費	01 教育委員会費	11,975		11,975	1. 教育委員報酬 10,320 2. 教育委員会開催費 1,655
	2		事務局費		54,832	諸 28	54,804	
			事務局費	01 事務局管理費	54,832	諸 28	54,804	
	3		教職員人事費		71,725	諸 305	71,420	
			教職員人事管理費	01 障害者雇用対策事業	71,725	諸 305	71,420	障害者の雇用促進に要する経費
	4		教育指導費		6,083		6,083	
			教育振興費	01 (新)教職員資質能力向上事業	6,083		6,083	教職員の研修推進体制の整備に要する経費
	5		教育助成費		1,525,451	国 諸 計 682,670 2,047 684,717	840,734	
			教育助成費	01 育英事業助成費	15,885	諸 1,872	14,013	奨学金貸与事業等への助成に要する経費
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	865,310	国 諸 計 121,084 175 121,259	744,051	1. 私立学校運営費補助金 (一般補助) 819,107 2. 過疎地域私立高等学校特別補助 13,648 3. あきた私学魅力アップ支援事業費補助 3,000 4. 日本私立学校振興・共済事業団補助 8,771 5. 私立学校教職員退職金積立補助 19,708 6. 私立教育振興事務費 1,076



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
				02 私立学校就学支援事業	644,256	国 561,586	82,670	1. 私立高等学校就学支援金 544,144 2. 私立学校授業料軽減補助金 11,784 3. 私立学校入学科軽減補助金 36,000 4. 奨学のための給付金 52,328
	6	総合教育センター費			90,224	諸 2,212	88,012	
			総合教育センター費	01 総合教育センター管理運営費	90,224	諸 2,212	88,012	
合計					1,760,290	国 682,670 諸 4,592 計 687,262	1,073,028	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		7,565,748	使 国 財 諸 債 債 計 6,705,376	5,476 118,336 38,055 9 6,543,500 6,705,376	860,372	
	1		教育総務費		40,419	使 国 財 諸 計 35,263	5,476 1,723 28,055 9 35,263	5,156	
	2		事務局費		40,419	使 国 財 諸 計 35,263	5,476 1,723 28,055 9 35,263	5,156	
			事務局管理費	01 事務局管理費	6,888	国 諸 計 1,732	1,723 9 1,732	5,156	
			財産管理費	01 財産管理費	33,531	使 財 計 33,531	5,476 28,055 33,531		
4			高等学校費		6,965,412	国 財 債 計 6,194,713	116,613 10,000 6,068,100 6,194,713	770,699	
	2		高等学校管理費		695,968	財 債 計 541,000	10,000 531,000 541,000	154,968	
			学校営繕費	01 学校営繕費	102,572	財 計 10,000	10,000	92,572	
			県立学校施設等総合管理計画推進事業費	01 県立学校施設等総合管理計画推進事業	593,396	債 計 531,000	531,000	62,396	県立学校・教育施設の大規模改修及び環境改善等に要する経費
	5		学校建設費		6,269,444	国 債 計 5,653,713	116,613 5,537,100 5,653,713	615,731	
			能代科学技術高等学校整備事業費	01 能代科学技術高等学校整備事業	237,428	債 計 213,600	213,600	23,828	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和元～5年度)
			教育施設除却事業費	01 教育施設除却事業	44,559	債 計 40,100	40,100	4,459	旧能代西高等学校の解体設計等に要する経費
			横手高等学校整備事業費	01 横手高等学校整備事業	1,079,858	債 計 971,800	971,800	108,058	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和2～7年度)
			大曲高等学校整備事業費	01 大曲高等学校整備事業	1,757,742	国 債 計 1,582,629	7,629 1,575,000 1,582,629	175,113	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和3～8年度)
			鹿角小坂地区統合校整備事業費	01 鹿角小坂地区統合校整備事業	2,384,804	国 債 計 2,157,184	108,984 2,048,200 2,157,184	227,620	校舎建築工事等に要する経費 (継続費令和3～6年度)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			金足農業高等学校整備事業費	01 金足農業高等学校整備事業	414,826	債 373,300	41,526	1. 校舎建築設計等分 31,809 (継続費令和3~5年度) 2. 校舎建築工事等分 383,017
			湯沢高等学校整備事業費	01 湯沢高等学校整備事業	350,227	債 315,100	35,127	1. 校舎建築設計等分 20,284 (継続費令和3~5年度) 2. 校舎建築工事等分 329,943
	5		特別支援学校費		559,917	債 475,400	84,517	
		3	学校建設費		559,917	債 475,400	84,517	
			比内支援学校整備事業費	01 比内支援学校整備事業	85,680	債 68,600	17,080	校舎建築工事等に要する経費 (継続費平成30~6年度)
			栗田支援学校整備事業費	01 栗田支援学校整備事業	474,237	債 406,800	67,437	1. 校舎建築設計等分 12,110 (継続費令和3~5年度) 2. 校舎建築工事等分 462,127
11			災害復旧費		10,000	債 10,000		
	4		文教施設災害復旧費		10,000	債 10,000		
		1	県立学校施設等災害復旧費		10,000	債 10,000		
			県立学校施設等災害復旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	10,000	債 10,000		
合計					7,575,748	使国 財諸 債計 5,476 118,336 38,055 9 6,553,500 6,715,376	860,372	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		78,149,429	使 国 入 諸 計	2,106,544 13,099,400 5,310,765 37,310 20,554,019	57,595,410	
	1		教育総務費		6,737,844	国 入 諸 計	253 5,310,765 16,501 5,327,519	1,410,325	
	2		事務局費		6,633,926	国 入 諸 計	253 5,310,765 16,442 5,327,460	1,306,466	
			給与費	01 給与費	6,633,926	国 入 諸 計	253 5,310,765 16,442 5,327,460	1,306,466	特別職 1人 一般職員 132人 計 133人 1. 給 料 578,049 2. 職員手当等 5,854,207 3. 共 済 費 201,670
	3		教職員人事費		103,918	諸	59	103,859	
			教職員人事管理費	01 教育委員会 I T化推進事業	100,033	諸	59	99,974	
				02 教職員給与管理費	3,885			3,885	
2			小学校費		25,608,492	国 諸 計	6,943,448 8,890 6,952,338	18,656,154	
	1		教職員費		25,608,492	国 諸 計	6,943,448 8,890 6,952,338	18,656,154	
			給与費	01 給与費	25,372,080	国 諸 計	6,943,448 8,890 6,952,338	18,419,742	小学校教職員 3,232人 1. 給 料 13,970,805 2. 職員手当等 6,836,883 3. 共 済 費 4,564,392
				02 少人数学習推進事業	236,412			236,412	小学校教員（臨時講師） 44人 1. 給 料 143,528 2. 職員手当等 61,336 3. 共 済 費 31,548
3			中学校費		18,109,349	国 諸 計	4,815,194 4,322 4,819,516	13,289,833	
	1		教職員費		18,109,349	国 諸 計	4,815,194 4,322 4,819,516	13,289,833	
			給与費	01 給与費	17,970,299	国 諸 計	4,815,194 4,322 4,819,516	13,150,783	中学校教職員 2,175人 1. 給 料 9,694,250 2. 職員手当等 5,038,761 3. 共 済 費 3,237,288
				02 少人数学習推進事業	139,050			139,050	中学校教員（臨時講師） 25人 1. 給 料 81,550 2. 職員手当等 39,325 3. 共 済 費 18,175

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
	4		高等学校費		17,748,963	使 国 諸 計 2,106,544 880 6,179 2,113,603	15,635,360	
		1	高等学校総務費		17,748,963	使 国 諸 計 2,106,544 880 6,179 2,113,603	15,635,360	
			給与費	01 給与費	17,726,902	使 国 諸 計 2,106,544 880 6,179 2,113,603	15,613,299	高等学校教職員 2,118人 1. 給 料 9,511,446 2. 職員手当等 5,136,396 3. 共 済 費 3,079,060
				02 少人数学習推進事業	22,061		22,061	高等学校教員 (臨時講師) 4人 1. 給 料 13,192 2. 職員手当等 6,616 3. 共 済 費 2,253
	5		特別支援学校費		8,530,638	国 諸 計 1,339,625 1,038 1,340,663	7,189,975	
		1	特別支援学校総務費		8,530,638	国 諸 計 1,339,625 1,038 1,340,663	7,189,975	
			給与費	01 給与費	8,530,638	国 諸 計 1,339,625 1,038 1,340,663	7,189,975	特別支援学校教職員 1,087人 1. 給 料 4,735,561 2. 職員手当等 2,323,245 3. 共 済 費 1,471,832
	6		社会教育費		1,335,995	諸 380	1,335,615	
		1	社会教育総務費		1,335,995	諸 380	1,335,615	
			給与費	01 給与費	1,335,995	諸 380	1,335,615	一般職員 165人 1. 給 料 710,929 2. 職員手当等 389,402 3. 共 済 費 235,664
	7		保健体育費		78,148		78,148	
		1	保健体育総務費		78,148		78,148	
			給与費	01 給与費	78,148		78,148	一般職員 8人 1. 給 料 37,294 2. 職員手当等 27,181 3. 共 済 費 13,673
合計					78,149,429	使 国 入 諸 計 2,106,544 13,099,400 5,310,765 37,310 20,554,019	57,595,410	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
3			民生費		6,383,675	使 国 計	2,865 112,161 115,026	6,268,649	
	2		児童福祉費		6,383,675	使 国 計	2,865 112,161 115,026	6,268,649	
		1	児童福祉総務費		6,383,675	使 国 計	2,865 112,161 115,026	6,268,649	
			保育振興事業費	01 保育振興事業費	2,522	使	2,865	△343	
				02 子どものための教育・保育給付支援事業	5,903,633			5,903,633	1. 子どものための教育・保育給付費負担金 5,468,016 2. 施設型給付費地方単独費用補助事業 394,236 3. 子育て支援施設等利用給付費負担金 41,381
				03 地域子ども・子育て支援事業	349,016			349,016	1. 一時預かり事業 175,165 2. 延長保育事業 57,342 3. 病児保育事業 110,523 4. 実費徴収に係る補足給付事業 956 5. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 3,130 6. 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 1,900
				04 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	150	国	100	50	
				05 保育士等確保対策事業	16,465	国	7,176	9,289	1. 保育士産休等代替職員補助事業 2,112 2. 子育て支援員養成事業 3,052 3. 保育士等キャリアアップ研修事業 11,301
				06 保育士修学資金貸付事業	90,022	国	90,022		貸付原資等への助成に要する経費
				07 保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業	7,200	国	3,600	3,600	新型コロナウイルス感染症対策への助成に要する経費
				08 (新)保育対策総合支援事業	14,667	国	11,263	3,404	1. 保育補助者雇上強化事業 7,962 2. 保育体制強化事業 6,525 3. 働きやすい職場づくり事業 180
10			教育費		314,025	国 財 諸 計	99,586 16 369 99,971	214,054	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
	1		教育総務費		314,025	国 財 諸 計	99,586 16 369 99,971	214,054	
		4	教育指導費		37,511	国 財 諸 計	15,645 16 369 16,030	21,481	
			教職員研修費	01 教職員研修事業推進費	512	国	166	346	
			教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	16	財	16		
				02 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	17,112	国 諸 計	15,172 10 15,182	1,930	1. わか杉っ子！幼児教育スタートプラン推進事業 934 2. わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業 16,178
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	19,871	国 諸 計	307 359 666	19,205	
		5	教育助成費		276,514	国	83,941	192,573	
			私学振興費	01 私立幼稚園運営費補助金	249,248	国	63,375	185,873	1. 一般補助 42,275 2. 特別支援教育費補助 97,608 3. 預かり保育推進事業費補助 16,160 4. 私立幼稚園教職員共済事業補助 30,485 5. 私立幼稚園教職員退職金補助 62,720
				02 私立幼稚園整備費補助金	27,266	国	20,566	6,700	1. 幼稚園保健衛生用品整備等事業 13,650 2. 私立幼稚園遊具等整備事業 10,116 3. 幼稚園ICT化支援事業 3,500
合計					6,697,700	使 国 財 諸 計	2,865 211,747 16 369 214,997	6,482,703	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		884,320	使 国 入 諸 計 2,607 48,143 25,410 1,221 77,381	806,939	
	1		教育総務費		227,627	使 国 入 諸 計 2,607 48,143 25,410 536 76,696	150,931	
		2	事務局費		38,227	諸 75	38,152	
			教育事務所 運営費	01 教育事務所運営費	38,227	諸 75	38,152	
		3	教職員人事 費		8,981	使 諸 計 2,607 11 2,618	6,363	
			教職員人事 管理費	01 教職員人事管理費	8,981	使 諸 計 2,607 11 2,618	6,363	
		4	教育指導費		180,419	国 入 諸 計 48,143 25,410 450 74,003	106,416	
			学校指導費	01 学校指導費	12,168	国 諸 計 4,186 10 4,196	7,972	
				02 学力向上推進事業	4,392	諸 440	3,952	1. 学習状況調査事業 3,080 2. あきたの教育力充実事 業 1,198 3. (新)「知事と語らう未 来の秋田」事業 114
				03 被災児童生徒就学支援事業	1,631	国 1,631		
				04 ICTを活用した秋田の教育 力向上事業	25,410	入 25,410		1. 検証改善委員会実施事 業 127 2. ICTを活用した授業 改善支援事業 24,531 3. オンライン・ミーティ ング開催事業 752
				05 生徒指導総合支援事業	79,159	国 24,719	54,440	1. スクールカウンセラー 等配置事業 54,014 2. スクールソーシャルワ ーカー活用事業 24,102 3. SNS・電話相談事業 627 4. 小学校生徒指導研修実 施事業 416
				06 (新)教員業務支援員配置事業	57,659	国 17,607	40,052	1. 働き方改革に資する学 校サポーター配置事業 34,219 2. 学習指導員配置事業 23,440



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
	2		小学校費		305,478	諸 64	305,414	
		1	教職員費		305,478	諸 64	305,414	
			教職員費	01 少人数学習推進事業	68,461		68,461	
				02 小学校教職員旅費	79,071		79,071	
				03 小学校非常勤講師配置事業	157,946	諸 64	157,882	
	3		中学校費		351,215	諸 621	350,594	
		1	教職員費		351,215	諸 621	350,594	
			教職員費	01 少人数学習推進事業	185,046	諸 621	184,425	
				02 中学校教職員旅費	89,556		89,556	
				03 中学校非常勤講師配置事業	76,613		76,613	
合計					884,320	使 国 入 諸 計 2,607 48,143 25,410 1,221 77,381	806,939	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		5,804,927	使 国 財 諸 計 2,171,879	13,026 2,092,869 42,364 23,620	3,633,048	
	1		教育総務費		2,310,290	国 諸 計 2,087,424	2,087,405 19	222,866	
		3	教職員人事費		10,597	諸	19	10,578	
			人事管理費	01 教職員人事事務費	10,597	諸	19	10,578	
	4		教育指導費		3,296			3,296	
			学校指導費	01 学校教育指導費	3,296			3,296	
	5		教育助成費		2,296,397	国	2,087,405	208,992	
			教育助成費	01 公立高等学校等就学支援費	2,295,173	国	2,087,405	207,768	1. 県立高等学校就学支援 金事業 1,883,606 2. 公立高等学校等就学支 援金事業 101,906 3. 高等学校等奨学給付金 事業 309,661
				02 定通教育補助事業	1,224			1,224	定時制・通信制生徒への 教科書等給与に関する経 費
	4		高等学校費		3,494,637	使 国 財 諸 計 84,455	13,026 5,464 42,364 23,601	3,410,182	
		1	高等学校総務費		416,561	使 諸 計 16,801	13,026 3,775	399,760	
			入学選抜費	01 入学選抜費	10,683	使 諸 計 13,546	13,026 520	△2,863	
			非常勤職員配置事業	01 非常勤職員配置事業	398,681	諸	3,255	395,426	
			学校総務費	01 教員初任者研修事業	6,645			6,645	
				02 秋田県青少年芸術活動振興事業	552			552	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
		2	高等学校管理費		2,291,795	国 諸 計 23,390	3,774 19,616 23,390	2,268,405	
			学校運営費	01 高等学校運営費	1,961,867	諸	18,881	1,942,986	
				02 地域生徒指導推進事業費	339			339	
				03 少人数学習推進事業（高等学校）	48,950			48,950	
				04 秋田を支える人づくり教育推進事業	61,243	国 諸 計	450 198 648	60,595	1. キャリア教育充実事業 4,811 2. ふるさと人材・地域づくり推進事業 50,441 3. 産業人材育成事業 5,991
				05 高校生学校生活支援事業	22,063	国 諸 計	924 57 981	21,082	1. 高等学校スクールカウンセラー配置事業 8,616 2. 高校生学校生活サポート事業 13,447
				06 デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	56,288			56,288	これからのデジタル社会で活躍する人材の育成に要する経費
				07 全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	10,451			10,451	令和8年度に本県で開催される全国高等学校総合文化祭の準備に要する経費
				08 (新)AKITAグローバル人材育成事業	130,594	国 諸 計	2,400 480 2,880	127,714	1. 発信力強化プロジェクト事業 120,739 2. グローバルコミュニケーションプロジェクト事業 8,771 3. 指導力向上プロジェクト事業 1,084
		3	教育振興費		702,124	国	1,690	700,434	
			教育振興費	01 教育振興費	3,780	国	1,690	2,090	
				02 高等学校学習環境等整備事業	696,944			696,944	1. 専門高校等実習設備充実事業 208,932 2. e-AKITA ICT学び推進プラン事業 343,062 3. 新設統合高等学校等初年度調弁費 144,950
				03 県立高等学校地域留学支援事業	1,400			1,400	全国を対象とした特色ある学校への留学受入に要する経費
		4	学校実習費		84,157	財 諸 計	42,364 210 42,574	41,583	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			学校実習費	01 学校実習費	84,157	財 諸 計 42,364 210 42,574	41,583	
合計					5,804,927	使 国 財 諸 計 13,026 2,092,869 42,364 23,620 2,171,879	3,633,048	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		1,065,440	国 財 諸 計 81,237	79,165 713 1,359 81,237	984,203	
	1		教育総務費		12,933	諸	19	12,914	
	4		教育指導費		12,933	諸	19	12,914	
			特別支援学 校等管理指 導費	01 特別支援学校等管理指導費	4,518	諸	10	4,508	
			教育振興費	01 みんなで創る特別支援教育推進費	1,844			1,844	
				02 特別支援学校体育・文化連盟助成事業	2,119			2,119	
				03 (新)切れ目ない支援体制充実促進事業	1,344			1,344	特別な支援を必要とする子どもに対する切れ目ない支援体制の構築に要する経費
				04 (新)特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	3,108	諸	9	3,099	就労可能な職域の拡大と職場定着の促進に要する経費
	5		特別支援学 校費		1,052,507	国 財 諸 計 81,218	79,165 713 1,340 81,218	971,289	
	1		特別支援学 校総務費		146,069	諸	452	145,617	
			非常勤講師 等配置事業 費	01 非常勤講師等配置事業	146,069	諸	452	145,617	教科等指導、医療的ケア看護師及び訪問教育等担当講師の配置に要する経費
	2		特別支援学 校管理費		906,438	国 財 諸 計 80,766	79,165 713 888 80,766	825,672	
			特別支援学 校運営費	01 特別支援学校運営費	721,210	財 諸 計 1,568	713 855 1,568	719,642	
				02 特別支援教育就学奨励費	158,330	国	79,165	79,165	
				03 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業	17,042			17,042	学習環境設備の整備に要する経費
				04 (新)特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	9,856	諸	33	9,823	1. 高度な専門性を有する特別支援学校教員養成事業 2,000 2. 車椅子移乗等介助員配置事業 7,856
合計					1,065,440	国 財 諸 計 81,237	79,165 713 1,359 81,237	984,203	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		987,143	使 国 財 諸 債 計 113,762	23,379 33,676 97 43,510 13,100 113,762	873,381	
	6		社会教育費		987,143	使 国 財 諸 債 計 113,762	23,379 33,676 97 43,510 13,100 113,762	873,381	
		1	社会教育総務費		124,563	国 諸 債 計 41,367	28,258 9 13,100 41,367	83,196	
			指導体制充実費	01 総務管理費	15,420	諸	9	15,411	
				02 学校・家庭・地域連携総合推進事業	57,301	国	28,258	29,043	学校、家庭及び地域が連携して実施する活動の支援等に要する経費
				03 “あい”で見守る！あんしんネット構築事業	4,927			4,927	インターネットの安全・安心な利用環境の整備に要する経費
				04 (新)社会教育施設機能強化整備事業	19,000	債	13,100	5,900	1. 施設機能強化事業 5,960 2. 施設運営強化事業 12,467 3. 社会教育施設在り方検討事業 573
				05 (新)メタバース×MUSEUMあきた構築事業	27,915			27,915	メタバース対応のポータル構築及び近代美術館ロゴマークの新設に要する経費
		4	芸術文化振興費		459,243	使 財 諸 計 39,765	19,382 97 20,286 39,765	419,478	
			芸術文化振興事業費	01 芸術文化普及事業費	1,015			1,015	
				02 秋田県美術品取得基金積立金	97	財	97		
				03 県立美術館管理運営費	107,734	使 諸 計 10,492	10,228 264 10,492	97,242	
				04 近代美術館管理運営費	156,937	使 諸 計 1,590	925 665 1,590	155,347	
				05 博物館管理運営費	113,797	使 諸 計 1,116	26 1,090 1,116	112,681	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
				06 農業科学館管理運営費	43,087	使 諸 計	55 78 133	42,954	
				07 ミュージアム活性化事業	36,576	使 諸 計	8,148 18,189 26,337	10,239	美術館等の特別展開催に要する経費
	8		生涯学習振興費		403,337	使 国 諸 計	3,997 5,418 23,215 32,630	370,707	
			生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	64,601	使 諸 計	3,198 22,210 25,408	39,193	
				02 図書館管理運営費	210,181	諸	300	209,881	
				03 青少年交流センター管理運営費	52,271	諸	182	52,089	
				04 少年自然の家管理運営費	61,398	使 諸 計	799 512 1,311	60,087	
				05 秋田型教育留学推進事業	3,675			3,675	県外の児童生徒を受け入れる教育留学の推進に要する経費
				06 障害者の生涯学習支援モデル事業	5,418	国	5,418		障害者の多様な学習環境の整備に要する経費
				07 ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	3,970	諸	11	3,959	少年自然の家の体験活動の充実に要する経費
				08 つながり、広げる子どもの読書応援事業	1,823			1,823	読書への関心を高める取組に要する経費
合計					987,143	使 国 財 諸 債 計	23,379 33,676 97 43,510 13,100 113,762	873,381	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		712,745	使 国 入 諸 計 500 599,104 500 275 600,379	112,366	
	6		社会教育費		712,745	使 国 入 諸 計 500 599,104 500 275 600,379	112,366	
		3	文化財保護費		712,745	使 国 入 諸 計 500 599,104 500 275 600,379	112,366	
			文化財調査・管理事業費	01 文化財保護管理指導費	2,000	国 1,000	1,000	
				02 カモシカ保護地域特別・通常調査事業	2,255	国 1,495	760	
			文化財保護・活用事業費	01 銃砲刀剣類登録審査費	405	使 500	△95	
				02 文化財保存調査事業費	666		666	
				03 民俗芸能振興費	966		966	
				04 文化財保護指導費	3,445	諸 8	3,437	
				05 埋蔵文化財保管活用事業	1,261	国 630	631	
				06 秋田県の郷土食調査事業	2,379	国 1,189	1,190	
				07 「未来につなぐ J O M O N」世界遺産魅力アップ事業	37,777	国 904	36,873	1. 世界遺産魅力アップ事業 31,286 2. 世界文化遺産継承事業 6,491
				08 (新)民俗文化財継承支援事業	4,022	入 500	3,522	1. 民俗芸能交流推進事業 3,522 2. 民俗文化財伝承支援事業 500
			埋蔵文化財発掘調査及び分布調査費	01 埋蔵文化財分布発掘調査事業	598,870	国 諸 計 590,661 256 590,917	7,953	1. 遺跡詳細分布調査費 11,786 2. 払田柵跡保存目的調査費 3,920 3. 国土交通省受託事業 583,164
			埋蔵文化財センター管理運営費	01 埋蔵文化財センター管理運営費	15,292	諸 11	15,281	



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
			文化財保護 助成費	01 文化財保護助成事業	12,761	国 3,225	9,536	
				02 横手市増田重要伝統的建造物 群保存地区整備等助成事業	2,746		2,746	
				03 重要文化財天徳寺保存修理事 業	27,900		27,900	
合計					712,745	使 国 入 諸 計 500 599,104 500 275 600,379	112,366	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		275,289	国 諸 計	39,317 92,742 132,059	143,230	
	7		保健体育費		275,289	国 諸 計	39,317 92,742 132,059	143,230	
		1	保健体育総務費		224,654	国 諸 計	5,126 92,742 97,868	126,786	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校保健・学校安全管理事業	196,467	諸	92,732	103,735	
				02 学校安全推進事業	4,987	国	4,407	580	
			学校保健及び学校給食管理事業費	01 医療費補助金	2,785	国	19	2,766	
				02 学校保健・学校給食管理事業	4,362			4,362	
				03 健やか秋田っ子育成支援事業	1,962	国	700	1,262	健康教育及び食育の推進に要する経費
			保健体育助成事業費	01 体育連盟補助金	9,971			9,971	
			保健体育指導・運営費	01 保健体育指導・運営費	4,120	諸	10	4,110	
		2	体育振興費		50,635	国	34,191	16,444	
			体育振興推進事業費	01 体育振興推進事業費	788			788	
				02 秋田っ子元気アップ推進事業	975			975	1. 体育に関する指導サポート事業 625 2. ウィンタースポーツ奨励事業 350
				03 (新)秋田型部活動支援事業	48,872	国	34,191	14,681	1. 中学校部活動地域移行推進事業 23,395 2. 部活動指導員配置事業 21,841 3. 運動部活動サポート事業 3,636
合計					275,289	国 諸 計	39,317 92,742 132,059	143,230	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
10			教育費		366,949	諸	9	366,940	
	1		教育総務費		366,949	諸	9	366,940	
		2	事務局費		56,759	諸	9	56,750	
			福利厚生費	01 福利厚生事業費	56,759	諸	9	56,750	
		3	教職員人事費		301,580			301,580	
			給与費	01 給与費	301,580			301,580	児童手当
		7	恩給及び退職年金費		8,610			8,610	
			恩給及び退職年金費	01 恩給及び退職年金費	8,610			8,610	
合計					366,949	諸	9	366,940	

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
金足農業高等学校整備事業(建築工事分) (令和5年度分)	令和6年度	金足農業高等学校整備事業費	511,677千円
湯沢高等学校整備事業(建築工事分) (令和5年度分)	令和6年度	湯沢高等学校整備事業費	319,688千円
栗田支援学校整備事業(建築工事分) (令和5年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	栗田支援学校整備事業費	243,100千円
専門高校等実習設備充実事業 (令和5年度分)	令和6年度	専門高校等実習設備充実事業費	195,118千円

## 第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	6,068,100	証券借入又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
特別支援学校整備事業費	475,400	同上	同上	
教育設備整備事業費	13,100	同上	同上	
現年発生県立学校施設等災害復旧事業費	10,000	同上	同上	

## 議案第九十一号

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年秋田県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第八条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 子どもの通園、認定こども園の外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行なうときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。

六 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を行なうときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置（以下この号において「ブザー等」という。）を備え、当該ブザー等を用いて前号の規定による子どもの所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。

### 附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例第八号第六号の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を行なう場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザー等を備えること及び当該ブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車に当該ブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を行なう認定こども園は、当該ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

令和五年二月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚

生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の一部改正により認定こども園の認定に係る管理運営等の要件を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

## 1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正により認定こども園の認定に係る管理運営等の要件を定める等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 引用している学校教育法（昭和22年法律第26号）の条項を改めることとする。（第2条関係）
- (2) 認定こども園は、子どもの通園、当該認定こども園の外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行わなければならないこととする。（第8条関係）
- (3) 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて(2)の子どもの所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行わなければならないこととする。（第8条関係）

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。



新	旧
<p>(認定の要件)</p> <p>第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園に關して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>二 四 略</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第八条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 子どもの通園、認定こども園の外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行つたときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。</p> <p>六 子どもの通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められる</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>第二条 法第三条第一項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき幼稚園に關して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>二 四 略</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第八条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>一 四 略</p>

ものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置(以下この号において「ブザー等」という。)を備え、当該ブザー等を用いて前号の規定による子ども所在の確認(子どもの降車の際に行うものに限る。)を行うこと。

七・八  
略

五・六  
略

## 議案第九十二号

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第三条の二 保育所は、児童の安全の確保を図るため、当該保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する当該保育所の外での活動、取組等を含めた当該保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該保育所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の児童の所在の確認）

第三条の三 保育所は、児童の当該保育所の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備え、当該ブザー等を用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第六条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第十六条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第九条を次のように改める。

## 第九条 削除

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 保育所は、感染症又は非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 保育所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十九条 保育所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第二項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下この項において「保健師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定及び第十九条を第二十条とし、第十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例第三条の三第二項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザー等を備えること及び当該ブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車に当該ブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、当該ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

令和五年二月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第七十五号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正により保育所の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により保育所の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 保育所は、児童の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。（第3条の2関係）
- (2) 保育所は、児童の当該保育所の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならないこととする。（第3条の3関係）
- (3) 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて(2)の児童の所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならないこととする。（第3条の3関係）
- (4) 児童に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削ることとする。（第9条関係）
- (5) 保育所は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第9条の2関係）
- (6) 保育所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。（第19条関係）
- (7) 保育士の員数の算定に係るみなし保育士を配置できる要件を改めることとする。（附則第2項関係）
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、2(4)及び

- (6)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第三条の二 保育所は、児童の安全の確保を図るため、当該保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する当該保育所の外での活動、取組等を含めた当該保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該保育所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)</p> <p>第三条の三 保育所は、児童の当該保育所の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるも</p>	



のを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備え、当該ブザー等を用いて前項の規定による児童の所在の確認(児童の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)

第六条 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、第十六条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第九条 削除

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 保育所は、感染症又は非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)

第六条 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、第十六条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第九条 保育所の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 保育所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（食事）

第十条 保育所は、入所している児童に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法（第六条第一項の規定により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2  
4 略

（電磁的記録）

第十九条 保育所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第二十条 略

（食事）

第十条 保育所は、入所している児童に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法（第六条の規定により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2  
4 略

第十九条 略

<p>1 附則 略 (保育士の員数の算定に関する経過措置)</p> <p>2 第十七条第二項の規定 による保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3 7 略</p>	<p>1 附則 略 (保育士の員数の算定に関する経過措置)</p> <p>2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第十七条第二項の規定による保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>3 7 略</p>
--	---

議案第九十三号

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年秋田県条例第一百十号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年二月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和四年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

園児に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削ることとする。  
（第14条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

<p>新</p>	<p>第十四条 削除</p>
<p>旧</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)                  第十四条 園長は、園児に対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し当該園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</p>

## 議案第九十四号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四、八一八人」を「四、七二九人」に改め、同条第二号中「三〇〇人」を「二九六人」に改め、同条第三号中「九四人」を「九二人」に改め、同条第四号中「三〇九人」を「三〇四人」に改める。

第二条第二号(一)中「一、八八一人」を「一、八六二人」に改め、同号(二)中「六一人」を「六〇人」に改め、同条第二号(一)中「二四人」を「二三人」に改め、同号(二)中「八人」を「七人」に改め、同条第三号(一)中「二四人」を「二六人」に改める。

第三条第一号中「一、〇一六人」を「一、〇〇六人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとすることとする。（第1条～第3条関係）

区分		職員定数（単位：人）			
		改正前	改正後	増減	
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員	4,818	4,729	△89	
	養護教員	300	296	△4	
	栄養教諭及び学校栄養職員	94	92	△2	
	事務職員	309	304	△5	
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,881	1,862	△19
		その他の職員	61	60	△1
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	124	123	△1
		その他の職員	8	7	△1
	通信制課程	教員及び事務職員	14	16	2
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	1,016	1,006	△10	
	その他の職員	76	76	0	
計		8,702	8,572	△130	

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。



学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、七二九人</p> <p>二 養護教員 二九六人</p> <p>三 栄養教諭及び学校栄養職員 九二人</p> <p>四 事務職員 三〇四人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八六二人</p> <p>(二) その他の職員 六〇人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二三人</p> <p>(二) その他の職員 七人</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一六人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一、〇〇六人</p> <p>二 略</p>	<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、八一八人</p> <p>二 養護教員 三〇〇人</p> <p>三 栄養教諭及び学校栄養職員 九四人</p> <p>四 事務職員 三〇九人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八八一人</p> <p>(二) その他の職員 六一人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二四人</p> <p>(二) その他の職員 八人</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一四人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一、〇一六人</p> <p>二 略</p>

## 議案第九十五号

旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案

旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「第二条」を「第二条第一項」に、「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(秋田県ふるさと村条例の一部改正)

第二条 秋田県ふるさと村条例(平成五年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

令和五年二月七日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案 要綱

### 1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

### 2 改正内容

(1) 旅館業法施行条例（昭和33年秋田県条例第37号）の一部改正（第1条による改正）

① 引用している博物館法（昭和26年法律第285号）の条項を改めることとする。（第3条関係）

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(2) 秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）の一部改正（第2条による改正）

引用している博物館法の条項を改めることとする。（第6条関係）

### 3 施行期日

この条例は、博物館法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行することとする。

旅館業法施行条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 旅館業法施行条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（社会教育施設等）                  第三条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。                  一 略                  二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指定施設                  三・四 略</p>
<p>旧</p>	<p>（社会教育施設等）                  第三条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。                  一 略                  二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設                  三・四 略</p>
<p>秋田県ふるさと村条例の一部改正（第二条による改正）</p>	
<p>新</p>	<p>（近代美術館協議会）                  第六条 近代美術館に博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。                  2 3 4 略</p>
<p>旧</p>	<p>（近代美術館協議会）                  第六条 近代美術館に博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。                  2 3 4 略</p>

## 令和4年度2月補正予算（国補正）の概要

### 1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 5 億 9, 3 0 3 万 2 千円
今 回 補 正 額	1 億 2, 1 8 0 万円
補 正 後 の 予 算 額	1, 1 0 7 億 1, 4 8 3 万 2 千円

### 2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

#### (1) 幼保推進課

幼稚園等安心・安全対策支援事業 42, 360 (国38, 080 県4, 280)

##### ①送迎用バスへの安全装置の導入

ブザーやセンサーなど車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置等の装備等に  
必要な経費に対し助成等をする。

- ・補助先 幼稚園、幼稚園型認定こども園
- ・補助率 10/10 (国10/10)

##### ②登園管理システム等の導入支援

幼児の登園等の状況について職員間で確認・共有するためのシステムや子どもの  
見守りタグ(GPS)等の機器等の導入に要する経費に対して助成する。

- ・補助先 ア) 幼稚園、幼稚園型認定子ども園  
イ) 認可外保育所
- ・補助率 ア) 4/5 (国10/10)  
イ) 4/5 (国3/4、県1/4)

##### ③安全管理研修事業

保育所、幼稚園、小・中学校、障害児通所支援事業所等の職員を対象に安全管理  
に関する研修会を開催する。

#### (2) 義務教育課

(新) 小・中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業 29, 900 (国29, 900)

##### 送迎用バスへの安全装置の導入

ブザーやセンサーなど車内の児童等の所在の見落としを防止する装置等の装備等に  
必要な経費に対し助成をする。

- ・補助先 市町村(小学校、中学校、義務教育学校)
- ・補助率 1/2 (国10/10)

#### (3) 特別支援教育課

教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業 5, 600 (国5, 600)

##### 特別支援学校スクールバスへの安全装置の導入

ブザーやセンサーなど車内の児童等の所在の見落としを防止する装置等を装備する。

- ・対象 スクールバス28台

(4) 保健体育課

学校における感染症対策事業 43,940 (国21,970 〇21,970)

県立中学校・高等学校・特別支援学校において教育活動を継続するため、消毒液等の保健衛生用品や抗原検査キット、換気用品を購入する。

(5) 繰越明許費補正

①幼稚園等安心・安全対策支援事業（幼保推進課） 42,360 (国38,080 〇4,280)

国の第2次補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

②小・中学校等通学用送迎バス安全装置装備事業（義務教育課）

29,900 (国29,900)

国の第2次補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

③特別支援学校スクールバス安全装置装備事業（特別支援教育課）

5,600 (国5,600)

国の第2次補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

④学校における感染症対策事業（保健体育課） 43,940 (国21,970 〇21,970)

国の第2次補正予算成立時期により、年度内完了が困難なことから、次年度に繰越す。

※補足説明：財源について

国 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)

〇 一般財源

# 令和4年度2月補正予算の概要

## 1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 7 億 1, 4 8 3 万 2 千円
今 回 補 正 額	△ 2 6 億 9 4 8 万 2 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 8 1 億 5 3 5 万円

## 2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

### (1) 教職員給与課

#### 給与費

退職者の実績見込みに伴う退職手当の減額及び給料等の実績減

・ 退 職 手 当	△ 160,076 (⊖ △160,076)
・ 教 育 総 務 費 (退職手当除く)	△ 22,485 (国 △20 諸 1,022 ⊖ △ 23,487)
・ 小 学 校 費	△ 298,854 (国 △153,509 諸 △449 ⊖ △144,896)
・ 中 学 校 費	△ 247,528 (国 △103,804 諸 △297 ⊖ △143,427)
・ 高 等 学 校 費	△ 231,468 (使 △60,493 国△436 諸 △381 ⊖ △170,158)
・ 特 別 支 援 学 校 費	△ 122,785 (国 △17,584 ⊖ △105,201)
・ 社 会 教 育 費	△ 21,387 (諸 △23 ⊖ △21,364)
・ 保 健 体 育 費	△ 1,691 (⊖ △1,691)

合 計 △ 1,106,274

(使△60,493 国△275,353 諸△128 ⊖△770,300)

### (2) 幼保推進課

#### ①保育補助者雇上強化事業

1,984(⊖1,984)

令和3年度保育対策総合支援事業費補助金(厚生労働省)の精算による返還のための増額補正

#### ②子育て支援等臨時対策基金積立金

189,772(国189,767 財5)

子育て支援等臨時対策基金(安心こども基金)への積み増すための増額補正

### (3) 生涯学習課

原油価格高騰等の影響を受ける指定管理者への光熱費及び燃料費を助成のための増額補正

・ 県立美術館指定管理者(R4.4~R5.2支払分の当初予算からの増加分)

7,622(⊖7,622)

### (4) 継続費補正(施設整備室)

比内支援学校整備事業(建築工事分)

総額及び年割額の変更

		変 更 前		変 更 後	
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
3,201,074	平成30年度	401,468	3,286,754	平成30年度	401,468
	令和元年度	1,454,597		令和元年度	1,454,597
	令和2年度	381,828		令和2年度	381,828
	令和3年度	628,265		令和3年度	628,265
	令和4年度	281,534		令和4年度	281,534
	令和5年度	53,382		令和5年度	85,680
					令和6年度

単位 千円

(5) 繰越明許費補正

①学校営繕費（施設整備室）

7,607（~~○~~7,607）

仁賀保高校トイレ内壁改修工事において、入札不調となり年度内実施が困難なことから、次年度に繰越す。

②県立学校施設等総合管理計画推進事業（施設整備室）

40,072（~~国~~7,128 ~~債~~23,200 ~~○~~9,744）

能代支援学校火災報知設備更新工事及び岩城少年自然の家地下タンク内面ライニング工事において、入札不調となり年度内実施が困難なことから、次年度に繰越す。

また、旧男鹿高校地質調査業務委託において、調査期間の延長が必要となり年度内の完了が困難なことから、次年度に繰越す。

③社会教育施設環境整備事業（生涯学習課）

6,125（~~債~~3,100 ~~○~~3,025）

図書館の公用車及び農業科学館の除雪機について、部品供給等の不足により年度内の納入が困難なことから、次年度に繰越す。

(6) 債務負担行為補正

①高等学校運営費（高校教育課）

大館桂桜高校で使用するLPガスについて、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。 ・期間 令和5年度 設定限度額 8,399千円

②デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業（高校教育課）

導入予定のWEB教材について、4月初旬からの使用を計画しており、契約手続きを今年度内に進める必要があるため、債務負担行為を設定する。

・期間 令和5年度 設定限度額 22,963千円

(7) 上記以外の決算見込による補正

総務課	△ 249,374	特別支援教育課	△ 107,316
施設整備室	△ 116,198	生涯学習課	△ 26,731
教職員給与課	△ 260	文化財保護室	△ 190,996
幼保推進課	△ 389,176	保健体育課	△ 98,877
義務教育課	△ 134,354	福利課	△ 16,915
高校教育課	△ 372,389	合計	△ 1,702,586

※補足説明：財源について

~~使~~ 使用料等

(手数料等)

~~国~~ 国庫支出金

(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)

~~諸~~ 諸収入

(受託事業収入、費用収入、その他雑入)

~~債~~ 県債

~~○~~ 一般財源



## 令和5年度の教育委員会予算

### (1) 総額

一般会計	582,543,000 千円	
うち教育委員会所管	104,279,980 千円	( 17.90% )

※民生費、災害復旧費含む

### (2) 目的別予算 (教育委員会所管)

民生費	6,383,675 千円	( 1.10% )
教育費	97,886,305 千円	( 16.80% )
災害復旧費	10,000 千円	( 0.002% )

### (3) 性質別予算

#### ① 県予算総額との比較

(単位:千円、%)

	県	構成比	教育委員会	構成比
人件費	129,889,815	22.3%	80,414,443	77.1%
物件費	28,844,874	5.0%	4,568,704	4.4%
その他の行政経費	212,228,610	36.4%	10,847,532	10.4%
維持修繕費	10,093,538	1.7%	132,065	0.1%
補助事業費	53,914,416	9.3%	1,217,949	1.2%
単独事業費	30,809,330	5.3%	7,089,287	6.8%
災害復旧事業費	10,705,180	1.8%	10,000	0.1%
国直轄事業負担金	13,020,265	2.2%	0	0.0%
公債費	87,062,172	14.9%	0	0.0%
繰出金	5,974,800	1.0%	0	0.0%
計	582,543,000		104,279,980	

#### ② 教育委員会 前年度比較

	R05 (A)	R04 (B)	増減 (A-B)	増減率 (%)
人件費	80,414,443	86,781,548	△ 6,367,105	△ 7.3%
物件費	4,568,704	4,970,089	△ 401,385	△ 8.1%
その他の行政経費	10,847,532	11,173,499	△ 325,967	△ 2.9%
維持修繕費	132,065	132,812	△ 747	△ 0.6%
補助事業費	1,217,949	698,296	519,653	74.4%
単独事業費	7,089,287	6,626,740	462,547	7.0%
災害復旧事業費	10,000	10,000	0	0.0%
計	104,279,980	110,392,984	△ 6,113,004	△ 5.5%

令和5年度当初予算の措置状況

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度予算額 A	令和4年度予算額 B	増減(A-B)	増減率(%)	
一般会計の予算額	582,543,000	588,640,000	△ 6,097,000	△ 1.0	
教育費のうち 教育委員会所管予算額	97,886,305	103,898,056	△ 6,011,751	△ 5.8	
民生費のうち 教育委員会所管予算額	6,383,675	6,484,928	△ 101,253	△ 1.6	
災害復旧費のうち 教育委員会所管予算額	10,000	10,000	0	0.0	
教育委員会所管予算額 計	104,279,980	110,392,984	△ 6,113,004	△ 5.5	
性質別予算(教育)内訳	令和5年度予算額 A	令和4年度予算額 B	増減(A-B)	増減率(%)	
人 件 費 (イ)	80,414,443	86,781,548	△ 6,367,105	△ 7.3	
うち退職手当 (ロ)	5,495,924	10,894,260	△ 5,398,336	△ 49.6	
うち退職以外 (イーロ)	74,918,519	75,887,288	△ 968,769	△ 1.3	
普通建設事業費(災害含む)	8,317,236	7,335,036	982,200	13.4	
その他の経費等	15,548,301	16,276,400	△ 728,099	△ 4.5	
計	104,279,980	110,392,984	△ 6,113,004	△ 5.5	
区 分	事業名及VR5予算額		R4当初	増減額	
継続事業	育英事業助成費	15,885	58,533	△ 42,648	
	私立学校運営費補助金	864,234	871,451	△ 7,217	
	私立高等学校就学支援事業	644,256	650,900	△ 6,644	
	県立学校施設等総合管理計画推進事業	593,396	629,939	△ 36,543	
	横手高等学校整備事業	1,079,858	1,326,477	△ 246,619	
	能代科学技術高等学校整備事業	237,428	891,321	△ 653,893	
	比内支援学校整備事業	85,680	281,534	△ 195,854	
	大曲高等学校整備事業	1,757,742	1,787,077	△ 29,335	
	鹿角小坂地区統合校(仮称)整備事業	2,384,804	1,152,783	1,232,021	
	教育施設除却事業	44,559	94,706	△ 50,147	
	栗田支援学校整備事業	474,237	129,492	344,745	
	金足農業高等学校整備事業	414,826	248,622	166,204	
	湯沢高等学校整備事業	350,227	180,885	169,342	
	子どものための教育・保育給付支援事業	5,903,633	5,939,040	△ 35,407	
	地域子ども・子育て支援事業	349,016	350,406	△ 1,390	
	私立幼稚園運営費補助金	249,248	320,870	△ 71,622	
	生徒指導総合支援事業	79,159	76,071	3,088	
	少人数学習推進事業(小、中)	648,181	621,099	27,082	
	学力向上推進事業	4,392	4,080	312	
	ICTを活用した秋田の教育力向上事業	25,410	29,938	△ 4,528	
	高等学校学習環境等整備事業	696,944	620,836	76,108	
	公立高等学校就学支援費	2,295,173	2,384,848	△ 89,675	
	少人数学習推進事業(高等学校)	48,950	52,228	△ 3,278	
	秋田を支える人づくり教育推進事業	61,243	70,941	△ 9,698	
	高校生学校生活支援事業	22,063	22,122	△ 59	
	県立学校地域留学支援事業	1,400	1,398	2	
	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	10,451	1,954	8,497	
	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	56,288	109,174	△ 52,886	
	教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業	17,042	211,949	△ 194,907	
	学校・家庭・地域連携総合推進事業	57,301	54,433	2,868	
	ミュージアム活性化事業	36,576	35,290	1,286	
	”あい”で見守る! あんしんネット構築事業	4,927	4,927	0	
	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	3,970	8,135	△ 4,165	
	横手市増田重要伝統的建造物群保存地区整備等助成事業	2,746	2,618	128	
	重要文化財天徳寺保存修理事業	27,900	34,200	△ 6,300	
	「未来へつなぐIOMON」世界遺産魅力アップ事業	37,777	29,683	8,094	
	合 計	19,586,922	19,289,960	296,962	
	終了事業等	統合型校務支援システム導入等推進事業	事業終了	228,736	△ 228,736
		AKITA英語コミュニケーション能力強化事業	事業統合等	133,558	△ 133,558
		県立高等学校再編整備構想検討事業	事業終了	14,444	△ 14,444
		インクルーシブ教育システム構築推進事業	事業統合等	1,092	△ 1,092
		特別支援学校就労・職場定着促進事業	事業統合等	3,256	△ 3,256
		社会教育施設環境整備事業	事業終了	8,318	△ 8,318
		教育機関におけるデジタル化推進事業	事業終了	9,906	△ 9,906
		青少年交流センター感染症対策事業	事業終了	47,287	△ 47,287
		全国中学校体育大会開催事業	事業終了	4,000	△ 4,000
		全国大会等出場校感染検査支援事業	事業終了	116,520	△ 116,520
運動部活動活力アップ支援事業		事業統合等	21,493	△ 21,493	
合 計			588,610	△ 588,610	
新規事業	教職員資質能力向上事業	6,083			
	保育対策総合支援事業	14,667			
	AKITAグローバル人材育成事業	130,594			
	切れ目ない支援体制充実促進事業	1,344			
	特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	3,108			
	特別支援学校教員の専門性向上サポート事業	9,856			
	社会教育施設機能強化推進事業	19,000			
	メタバース×MUSEUMあきた構築事業	27,915			
	民俗文化財継承支援事業	4,022			
	秋田型部活動支援事業	48,872			
合 計	265,461				

## 令和5年度教育委員会関係予算 歳出予算の対前年度比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	R 5 (A)	R 4 (B)	増減 (A-B)
総務課	1,760,290	2,006,828	△246,538
総務課施設整備室	7,575,748	6,876,656	699,092
教職員給与課	78,149,429	84,492,896	△6,343,467
幼保推進課	6,697,700	6,940,857	△243,157
義務教育課	884,320	881,727	2,593
高校教育課	5,804,927	5,719,923	85,004
特別支援教育課	1,065,440	1,195,670	△130,230
生涯学習課	987,143	893,801	93,342
生涯学習課文化財保護室	712,745	579,434	133,311
保健体育課	275,289	406,546	△131,257
福利課	366,949	398,646	△31,697
歳 出 合 計	104,279,980	110,392,984	△6,113,004

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	R 5 (A)	R 4 (B)	増減 (A-B)
3 民生費		6,383,675	6,484,928	△101,253
	2 児童福祉費	6,383,675	6,484,928	△101,253
10 教育費		97,886,305	103,898,056	△6,011,751
	1 教育総務費	11,770,377	17,675,472	△5,905,095
	2 小学校費	25,913,970	26,141,048	△227,078
	3 中学校費	18,460,564	18,954,157	△493,593
	4 高等学校費	28,209,012	27,607,737	601,275
	5 特別支援学校費	10,143,062	10,231,393	△88,331
	6 社会教育費	3,035,883	2,805,325	230,558
11 災害復旧費		10,000	10,000	0
	4 文教施設災害復旧費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		104,279,980	110,392,984	△6,113,004

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	R 5 (A)	R 4 (B)	増減 (A-B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	80,414,443	86,781,548	△6,367,105	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,568,704	4,970,089	△401,385	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、就学支援金、奨学のための給付金等	2,391,031	2,478,187	△87,156
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,455,884	8,694,786	△238,902
	積立金	基金会計への積立金	113	22	91
	貸付金	貸付金	504	504	0
	小計		10,847,532	11,173,499	△325,967
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	132,065	132,812	△747	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	1,217,949	698,296	519,653	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	7,089,287	6,626,740	462,547	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		104,279,980	110,392,984	△6,113,004	

令和5年

第2回教育委員会会議

報告事項

- (1) 令和6年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学選抜に係る日程について
- (2) 令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について
- (3) 鹿角小坂地区統合高等学校の校名（案）について
- (4) 令和5年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

## 令和6年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について

### I 公立高等学校

#### 1 1次募集

学力検査等実施日\* 令和6年3月 5日(火)  
\*面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を3月5日(火)の17:00までに終えることができない場合は、翌日の3月6日(水)に実施することがある。

追検査実施日 令和6年3月 8日(金)

合格者発表日 令和6年3月13日(水) 午後1時～午後4時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

#### 2 2次募集

面接等実施日 令和6年3月19日(火)

合格者発表日 令和6年3月22日(金) 午後1時～午後4時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

### II 県立中学校

1 適性検査等実施日 令和5年12月23日(土)

2 選抜結果通知日 令和6年 1月 9日(火)

令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」  
基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を  
発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応  
える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德  
館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
  - (1) 募集学校 秋田県立秋田明德館高等学校  
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号  
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
  - (2) 開設科目 英会話、ハンゲル、秋田の歴史入門、専門郷土史
  - (3) 募集人数 15～24名（本校生徒の人数を含む）
  - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）  
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬）  
※ 各期とも週2回。ただし、秋田の歴史入門、専門郷土史は、週  
1回の通年講座。
  - (5) 受講料 3,500円  
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額  
とする。（1単位当たり1,750円）
- 7 その他
  - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果につい  
て、単位を認定することができる。
  - (2) 申込手続
    - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
    - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
  - (3) 受講料の納入 受講期間分を一括納入する。
  - (4) その他
    - ① 開設科目ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
    - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

# 令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（前期・通年）」

## 募 集 要 項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を發揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
  - 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。
- ※コロナウィルス感染防止のため募集人数を制限しています。御協力をお願いします。

科 目 名	開 講 日	時 間	募 集 人 数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	18名	基本的な日常英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	18名	世界中の時事問題等に新聞・ディスカッション他を通して触れましょう。
ハングル 初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	15名	基礎から丁寧に教えます。 初心者大歓迎です。
ハングル 中級	水・金	10:30～12:05	18名	ハングルの更なる一歩へ！
秋田の歴史入門 (通年講座)	火	13:05～14:40	24名	テキストとして、『秋田県の歴史』を使用します。
専門郷土史 (通年講座)	木	13:05～14:40	24名	元禄期の一武士の日記から幕末期京都警備の任に当たった秋田武士の在京記録。

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

- 4 開 講 日 令和5年5月8日（月）～令和5年9月22日（金）
- 5 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）
- 6 受付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月10日（月）
- 7 申込方法

- ・マスク着用等、感染防止対策をしてください。
- ・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を4月3日（月）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し84円切手を貼付した「返信用封筒」を、秋田明德館高等学校3階事務室に4月10日（月）まで郵送又は持参してください。受付期間の厳守をお願いします。郵送の場合も4月10日（月）必着とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係  
 ※ 郵送の場合は「科目履修講座申込み」と申込封筒表側に明記してください。

- 8 受講決定
  - (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
  - (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
  - (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は1科目当たり3,500円です。
  - (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
  - (5) 辞退等により、受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
  - (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
  - (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は別に徴収します。
  - (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。
- 9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）
- 10 駐 車 場 申込み及び受講に際して、本校駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先

秋田県立秋田明德館高等学校

科目履修講座担当 通信制 教頭

TEL 018-834-0473（通信制直通）

018-833-1261（代表電話）

鹿角小坂地区統合高等学校の校名（案）について

か づ の  
秋田県立 鹿 角 高等学校

鹿角小坂地区唯一の高等学校となることから、地域の方々の親しみやすさなどを考慮し、この地区を代表し象徴する高等学校という意味で最もふさわしいと考え、「鹿角」を校名とした。

今日、IoT、AI等の情報革命をはじめ、あらゆる分野における技術革新は、社会の在り方や人々の生活に大きな変化をもたらしている。このような状況を踏まえて、本県では、変化に主体的に対応し、身に付けた知識・技能を活用できる人材の育成に努めている。

統合校では、花輪高校、十和田高校、小坂高校のこれまでの教育活動を継承しながら、情報化が進むグローバル時代に対応できる広い視野と知識・技能をもち、多様な人々と協働して地域の活性化と持続可能な社会づくりに貢献できるたくましい人材を育成したい。

(参考)

1 統合校の概要

- 統合対象校 花輪高等学校、十和田高等学校、小坂高等学校
- 開 校 令和6年4月
- 設置場所 花輪高等学校敷地
- 基本理念 グローバル化の時代に対応できる広い視野と、持続可能な地域社会づくりへ参画しようとする高い志をもち、多様な人々と協働して未来を切り拓くたくましい人間の育成
- 学科・学級数 普通科 5学級（人文探究、理数探究、未来創造の3コース）  
工業科 1学級（産業工学科）

2 「校名（案）」5候補について（五十音順）

秋田県立	か づ の	高等学校
秋田県立	か づ の 鹿 角	高等学校
秋田県立	かづのせいほう 鹿 角 青 峰	高等学校
秋田県立	かづのせいほう 鹿 角 清 峰	高等学校
秋田県立	かづのみらい 鹿 角 未 来	高等学校



## 令和5年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

令和5年1月1日現在  
特別支援教育課

### 1 特別支援学校高等部卒業予定者の進路希望状況

単位：人

卒業予定者数	進学等	就職	福祉施設等利用	無職等	備考
186	5	62	117	2	・福祉施設等利用の内訳： 生活介護46、療養介護6、生活訓練1、就労移行支援1、 就労継続支援雇用型(A型)2、就労継続支援非雇用型(B型)60、 その他の施設1 ・無職等の内訳：相談中2
割合	2.7%	33.3%	62.9%	1.1%	

### 2 就職希望者の内定状況

単位：人

学校・障害種別	学校数 <small>(含分校・分教室・附属)</small>	卒業予定者数	就職希望者数	内定者数 <small>(含内諾)</small>	備考
視覚支援学校(視覚障害)	1	7	6	3	
聴覚支援学校(聴覚障害)	1	7	3	3	
秋田きらり支援学校(肢体不自由)	1	9	0	0	
ゆり支援学校道川分教室(病弱)	1	3	0	0	
知的障害校(9校3分校) <small>※附属特別支援学校を含む</small>	12	160	53	27	
計	16	186	62	33	就職内定率53.2%
			卒業予定者数に占める割合	33.3%	17.7%

### 3 就職内定先の業種等

業 種 等	人数	割合
製造業(自動車、電子部品等)	14	42.5%
卸売業・小売業(飲食料品小売、衣料小売等)	7	21.2%
医療・福祉(介護施設介護補助、清掃、事務等)	4	12.1%
宿泊業・飲食サービス業(飲食店、レストラン業務等)	2	6.1%
生活関連サービス業(美容院、清掃)	2	6.1%
複合サービス(農林水産協同組合)	1	3.0%
その他サービス業(カスタマーサービス)	1	3.0%
農業(農場・農園)	1	3.0%
林業(林業技能者)	1	3.0%
計	33	

### 4 特別支援学校高等部卒業生進路先状況の年度別推移

単位：人

年度	卒業人数	進学	訓練機関	就職	施設等	無業・在宅	就職者の割合	知的障害校	
								就職者数	就職者割合
H22	179	9	2	41	107	20	22.9%	36	24.5%
H23	204	3	3	51	130	17	25.0%	45	25.7%
H24	198	5	0	58	117	18	29.3%	54	32.5%
H25	197	3	0	75	105	14	38.1%	68	38.9%
H26	199	4	0	83	100	12	41.7%	74	44.0%
H27	198	9	0	70	108	11	35.4%	66	39.3%
H28	223	1	0	70	146	6	31.4%	67	33.2%
H29	201	2	0	76	120	3	37.8%	65	37.8%
H30	196	0	0	74	118	4	37.8%	68	39.3%
R1	217	1	0	77	136	3	35.5%	74	37.4%
R2	199	4	2	74	109	10	37.2%	70	39.1%
R3	203	2	0	80	111	10	39.4%	76	41.5%